

**滝川市放課後児童クラブ事業等運営委託業務に
関する企画提案募集要項**

滝川市

令和6年12月

滝川市放課後児童クラブ事業等運営委託業務に関する企画提案募集要項

1. 目 的

本市では、令和6年11月1日現在、児童センター事業や放課後児童クラブ事業等を市内11ヶ所の施設で実施しており、異なる年齢や発達の状況にある児童が一緒に集団活動を行うことで多様な社会的経験が行える貴重な場である。

これらの施設については、市が直営で運営しているが、職員体制の面で十分な職員数の確保が難しくなっているほか、職員に対する専門的な研修機会の確保などについて、十分な対応が難しくなっている。

このため、安定した運営を確保し、職員の待遇を改善させるために、市が運営する施設の内、1施設を民間事業者へ業務委託することで、職員の確保や待遇の改善を図るほか、民間事業者が有する知識や経験を活用した運営方法を直営で運営している施設にもフィードバックさせ、事業運営の質の向上を目指すものである。

2. 業務の概要

(1) 業務の名称：滝川市放課後児童クラブ事業等運営委託業務

(2) 業務の内容：別紙の業務仕様書のとおり

※ 当該仕様書は、企画提案の実施にあたり市の考えをまとめたものであり、市と受託候補者が協議の上、企画提案時に示された見積金額を上限として、必要な変更ができるものとする。

(3) 委 託 期 間：令和7年4月1日から令和10年3月31日までの期間とする。

(4) 準 備 期 間：プロポーザル方式により選考された受託者（最優先候補者）が決定してから、令和7年3月31日までの期間は準備期間とし、支援員の確保、指揮命令系統の確立、備品・施設等の確認、利用者説明会、市と業務内容の確認等必要な準備を行うこととする。

(5) 委託料の上限：45,000千円（3年間）を上限とし、提案の内容にかかわらず、この上限額を超える提案は受け付けません。

3. 参加資格

(1) 法人格を有する企業、団体等であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第26号）第167条の4の規定（一般競争入札に参加させないことができる事由など）に該当しないこと。

(3) 次の申立てがされていないこと。

ア 破産法（平成16年6月2日法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続き開始の申立て

- イ 会社更生法（平成 14 年 12 月 13 日法律第 154 号）第 17 条に基づく更生手続き開始の申立て
- ウ 民事再生法（平成 11 年 12 月 22 日法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続きの申立て
- （４）滝川市における建設工事等又は物品購入等に係る指名に関する規定に基づき、現に指名停止措置を受けていないこと。
- （５）税金（国税、地方税）に滞納がないこと。
- （６）次に該当しないこと。
 - ア 役員等が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員であると認められる者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- （７）その他
関係法令を遵守すること。

4. 失格要件

応募者が次の事項に該当すると滝川市が判断した場合は失格とします。ただし、滝川市がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。

- （１）提出書類に虚偽の記載があった場合
- （２）本要項における諸条件に違反した場合
- （３）参加資格を欠いていることが判明した場合
- （４）その他応募者の失格事項に相当するものと滝川市が判断した場合

5. プロポーザル日程（予定）

項 目	日 程（予定）
募集要項の配布	令和6年12月23日（月）から 配付場所：滝川市保健福祉部子育て応援課 （土日祝日を除く午前8時30分～午後5時15分） 滝川市公式ホームページにも掲載しています。
現地説明会	令和7年1月7日（火）午後2時00分から 実施場所：滝川市花月地区児童センター 件名に「現地説明会」と入力し、本文に企業・ 団体名及び出席者名を記入の上、「本要項II. 連絡先及び提出先」まで電子メールにて送付し てください。
質問の受付	令和7年1月8日（水）午後5時15分まで 件名に「プロポーザル質問」と入力し、所定の 質問票に記入の上、「本要項II. 連絡先及び提 出先」まで電子メールにて送付してください。
質問の回答	随時、滝川市公式ホームページ上で公表しま す。なお、回答は質問内容と合わせて、質問者 名等をふせて公表します。
企画提案書等応募書類提出期限	令和7年1月15日（水）午後5時00分まで 提出は持参または郵送すること。郵送の場合 は、提出期限までに担当課に必着のこと。
書類審査 （1次審査）	応募者が多数の場合には、1月17日（金）まで に書類審査により上位3者程度を選定します。
プレゼンテーション （2次審査）	令和7年1月28日（火）
選定結果通知	審査終了後、応募者全員に文書で選定結果を通 知します。

6. 企画提案書等応募書類（様式等）

令和7年1月15日（水）午後5時00分までに持参または郵送（必着）で提出して下さい。

- （1）サイズは、A4版片綴じ・横書きとします。
- （2）企画提案は、1社1案とします。

(3) 提出部数は次のとおりです。

I 及び II は I 部、III～VIII は 7 部（予備含む）とします。

(4) 提出書類

I 企画提案参加申込書〔様式 I〕

II 納税を証明する書類

※国税・地方税に滞納がないことの証明書

III 会社概要書〔任意様式〕

※会社経歴、事業概要について簡潔に記載してください。（パンフレット等の会社概要で代用することも可。）

IV 令和 6 年 12 月 31 日（令和元年度以降過去 5 年間）までの類似業務実績書〔様式 2〕

※地方公共団体の発注する同種・類似の業務を実施した実績や独自に実施する放課後児童健全育成事業等の実績を記載してください。

V 本業務の実施体制届〔様式 3 - 1～様式 3 - 3〕

※本業務に配置を予定する総括責任者及び現場責任者と、その他に補助者を記載します。

※総括責任者とは、本業務を受託した場合に統括的な管理者となる者、現場責任者（主たる担当者）とは、本業務の担当者となる者のうち管理的な役割を担う者を想定しています。

VI 本業務の企画提案書〔様式任意〕

仕様書に基づき、別添「審査項目及び審査の視点」を踏まえた上で作成すること

(1) 業務実施方針について

(2) 管理運営に関する事項

ア) 事業運営にかかる業務体制

イ) 職員の人材確保策

ウ) 職員の継続雇用や処遇（雇用期間、勤務体系、給与、諸手当、福利厚生、休暇等）

エ) 職員の資質向上の考え方

オ) 苦情処理体制

カ) 個人情報保護の取り組み

(3) 事業内容に関する事項

ア) 提供プログラムの内容、考え方やねらい、実施方法等

イ) 学校・地域・市との連携方法

ウ) 特別な支援を必要とする児童への支援体制や対応方法

(4) 安全管理に関する事項

ア) 児童の健康管理や施設の衛生管理に関する取り組み

イ) 事故や災害発生時の対応及び予防体制

Ⅶ 本業務の参考見積書〔様式4〕

※「2. 業務の概要」に記載の提案上限額以下の金額で提示してください。

※見積書については、積算根拠、内訳が分かるように詳細書類を添付してください。なお、契約候補者に選定された場合、当該見積額が、契約額を確約するものではありません。

7. 現地説明会

(1) 説明会実施日時：令和7年1月7日（火）午後2時00分から

(2) 場所：滝川市花月地区児童センター

滝川市花月町2丁目5番1号 滝川市こどもセンターめ・も・る内

(3) 参加申込み：現地説明会の申込みについては、1月6日（月）までに「II. 連絡先及び提出先」に記載している電子メールアドレス宛てに件名は「現地説明会」と入力の上、ご連絡ください。

(4) その他

・現地説明会には1事業者3名までとし、参加を予定している者の氏名も併せて申込みの際に記載して下さい。

・企画提案参加申込を予定している事業者は現地説明会の出席を必須とします。

8. 質問の受付等

(1) 質問の受付期限：令和7年1月8日（水）午後5時15分まで

(2) 質問方法：「II. 連絡先及び提出先」に記載している電子メールアドレス宛てに件名は「プロポーザル質問」と入力の上、提出してください。（来庁、電話等による質問は受け付けません）

(3) 回答：回答は、質問内容とあわせて滝川市公式ホームページに随時掲載します。
なお、質問者名等は公表しません。

(4) 留意事項：審査基準等に関する質問には一切お答えできません。

9. 選定方法及び審査基準

(1) 選定方法：公募型プロポーザル方式

① 1次審査

応募者が多数の場合には、1次審査を実施し、企画提案書の内容を書類審査し、上位3者程度を選定します。なお、応募者が少数の場合でも、提出書類に不備等があった場合には失格とします。

(ア) 実施日時：令和7年1月17日（金）までに実施します。

(イ) 結果通知：応募者全員に選定結果を電子メールで通知します。

② 2次審査

(ア) 審査は滝川市の職員で組織する審査職員会議において、企画提案書等応募書類、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を総合的に評価し選定します。

(イ) 別に定める審査表に基づき採点を行い、評価点数の総合計が最高得点の者を契約候補者として選定します。

(ウ) 応募者が1者の場合であっても、審査の結果、提案内容が仕様を満たしていると認められた場合には、その応募者を契約候補者として選定します。

(エ) プレゼンテーションの実施後、滝川市が必要と認めたときは、提案書の内容について説明や資料の提出を求める場合があります。

(2) プレゼンテーション及び質疑応答（2次審査）について

①実施場所及び日時：令和7年1月28日（火）に実施を予定しています。時間・開催場所等は1月21日（火）午後5時15分までに電子メールにて通知します。

②実施時間：1者につき30分程度を予定しており、事業者からの20分間の企画提案内容の説明を実施した後、10分程度の質疑応答を行います。

③プレゼンテーションの方法：新たな資料の提出は不可とし、提出した提案書に基づき説明をしてください。なお、パワーポイントでの説明等プロジェクターを使用する場合には、プロジェクター及びスクリーンは本市において準備します。

④説明者：原則として、提案書の推進体制に記載されている総括責任者及び現場責任者（主たる資格者）が行って下さい。また、会場への入室は3名以内としてください。

⑤その他：プレゼンテーションにおける当日資料及び質疑に対する応答の内容については、提出書類と同様に公式なものとして取り扱うものとします。

(3) 審査基準：別添「審査項目及び審査の視点」に基づいて審査を行います。

(4) 審査結果：応募者全員に選定結果を通知します。なお、審査経過についての公表はしないものとし、審査結果についての異議申し立てについては受け付けないものとします。

10. 契約の締結

(1) 契約は、選定された契約候補者と本市の間で業務内容や役割分担、契約金額等について協議を行い、協議が整った場合には、地方自治法施行令第167条の2第1

項第2号に定める随意契約にて、当該業務の実施に係る随意契約を締結することを原則とします。

- (2) プロポーザルの性質上、当該契約に当たり企画提案内容（参考見積内容を含む。）をもって、そのまま契約するとは限りません。
- (3) 契約協議において疑義が生じた場合は、本市の解釈によるものとするので、曖昧な表現や記載を避けること。また、その解消に要する費用は提案者の負担とします。
- (4) 選定された契約候補者との協議が不調に終わった場合や失格の際には、審査委員会において次点とされた団体と協議を行い、協議が整った場合には、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて、当該業務の実施に係る随意契約を締結します。
- (5) 滝川市が作成した契約書によって契約締結します。

11. 連絡先及び提出先

〒073-0032 北海道滝川市明神町1丁目5番32号 保健センター内

滝川市保健福祉部子育て応援課子育て支援係 担当：伊藤

メールアドレス：jidou@city.takikawa.lg.jp

滝川市公式ホームページ：<https://www.city.takikawa.lg.jp/>

（募集要項及び提出書類様式をダウンロードできます。）

12. その他

- (1) 提出書類の作成や提出に係る費用は全て申込者の負担とします。
- (2) 提出された書類は返却しません。
- (3) 同一法人からの複数の提案は認めません。
- (4) 提出書類の著作権は申込者に帰属するが、本市が選定の公表等に必要な場合には、当該著作権を無償で使用できることとします。
- (5) 申込後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。